

みどり市公共下水道接続促進補助金交付要綱

平成 31 年 3 月 29 日
告示第 39 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、公共下水道の利用を促進することにより環境衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道へ接続する工事を行う者に対し、みどり市公共下水道接続促進補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、みどり市補助金等に関する規則(平成 18 年みどり市規則第 40 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) みどり市下水道条例施行規則(平成 18 年みどり市規則第 134 号)第 9 条第 1 項に規定する公共下水道排水設備等工事計画確認申請書(第 5 条第 1 号において「確認申請書」という。)の申請者
- (2) 市税並びに公共下水道事業に係る受益者負担金及び分担金を滞納していない者
(補助対象工事)

第 3 条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、処理区域(下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2 条第 8 号に規定する処理区域をいう。)内で行う接続工事(下水道法第 10 条第 1 項に規定する排水設備の設置に係る工事であって、公共下水道に接続するために行うものをいう。以下この条において同じ。)であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 既存のくみ取便所を水洗便所に改造して行うもの
 - (2) 既存の浄化槽の廃止(当該浄化槽を撤去し、又は環境に影響が及ばないように措置することをいう。)をして行うもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する接続工事は、補助金の交付の対象としない。
- (1) 新築(既存の建物を取り壊して行うものを含む。)に伴うもの
 - (2) 官公署が行うもの

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、補助対象工事に要する費用(消費税及び地方消費税を除く。)に相当する額(その額に 1,000 円未満の額が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、補助金の額が、100,000 円を超える場合は、100,000 円を限度とする。

(令 4 告示 26・一部改正)

(交付の申請及び決定)

第 5 条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、みどり市公共下水道接続促進補助金交付申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 確認申請書の写し
- (2) 補助対象工事に要する費用が分かる見積書の写し

(3) 市税の滞納がないことを証明する書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、みどり市公共下水道接続促進補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助対象者に通知するものとする。

(令4告示26・一部改正)

(変更の申請及び決定)

第6条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた後に、やむを得ない理由により申請の内容を変更しようとするときは、みどり市公共下水道接続促進補助金変更交付申請書(様式第3号)に、その変更の内容が分かる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、みどり市公共下水道接続促進補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助対象者は、補助対象工事が完了したときは、その日から1月以内に、みどり市公共下水道接続促進補助金実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 補助対象工事に要した費用が分かる領収書の写し

(2) みどり市下水道条例施行規則第12条第2項に規定する排水設備検査済証の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、みどり市公共下水道接続促進補助金交付確定通知書(様式第6号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 補助対象者は、前条の規定による通知を受けたときは、みどり市公共下水道接続促進補助金交付請求書(様式第7号)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、補助対象者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(適用除外)

第11条 みどり市補助金等に関する規則第15条第2項の規定は、補助金については適用しない。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(令4告示26・旧第3項繰上・一部改正)

附 則(令和4年3月4日告示第26号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する

様式第1号(規格 A4)(第5条関係)
(令4告示26・一部改正)

年 月 日

みどり市長 様

住所又は所在地
氏名又は法人の名称
法人の場合代表者氏名
連絡先

みどり市公共下水道接続促進補助金交付申請書

みどり市公共下水道接続促進補助金の交付を受けたいので、みどり市公共下水道接続促進補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 添付書類
 - (1) 確認申請書の写し
 - (2) 補助対象工事に要する費用が分かる見積書の写し
 - (3) 市税の滞納がないことを証明する書類
 - (4) 市長が必要と認める書類

様式第2号(規格 A4)(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

みどり市長



みどり市公共下水道接続促進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、みどり市公共下水道接続促進補助金について、みどり市公共下水道接続促進補助金交付要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

補助金交付決定額

円

様式第3号(規格 A4)(第6条関係)
(令4告示26・一部改正)

年 月 日

みどり市長 様

住所又は所在地
氏名又は法人の名称
法人の場合代表者氏名
連絡先

みどり市公共下水道接続促進補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた、みどり市公共下水道接続促進補助金について、その内容を変更したいので、みどり市公共下水道接続促進補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更前の補助金額 円
- 2 変更後の補助金額 円
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由
- 5 添付書類
変更の内容が分かる書類

様式第4号(規格 A4)(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

みどり市長



みどり市公共下水道接続促進補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、みどり市公共下水道接続促進補助金について、補助金の額の変更を決定したので、みどり市公共下水道接続促進補助金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- | | |
|--------------|---|
| 1 変更前の補助金決定額 | 円 |
| 2 変更後の補助金決定額 | 円 |

様式第 5 号(規格 A4)(第 7 条関係)
(令 4 告示 26・一部改正)

年 月 日

みどり市長 様

住所又は所在地
氏名又は法人の名称
法人の場合代表者氏名
連絡先

みどり市公共下水道接続促進補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた、みどり市公共下水道接続促進補助金について、補助対象工事が完了したので、みどり市公共下水道接続促進補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助対象工事完了年月日 年 月 日
- 2 補助対象工事に要した費用 円
- 3 添付書類
 - (1) 補助対象工事に要した費用が分かる領収書の写し
 - (2) 排水設備検査済証の写し
 - (3) 市長が必要と認める書類

様式第 6 号(規格 A4) (第 8 条関係)

第 号
年 月 日

様

みどり市長



みどり市公共下水道接続促進補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった、みどり市公共下水道接続促進補助金について、補助金の額を確定したので、みどり市公共下水道接続促進補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

補助金確定額 円

様式第 7 号(規格 A4)(第 9 条関係)

年 月 日

みどり市長 様

住所又は所在地
氏名又は法人の名称
法人の場合代表者氏名
連絡先

印
印

みどり市公共下水道接続促進補助金交付請求書

みどり市公共下水道接続促進補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 円

《補助金振込先口座》

| 金融機関名 | 支店名 | 口座番号 | 口座種目 |
|-------|-----|------------|------|
| | | ┆┆┆┆┆┆┆┆┆┆ | 1 普通 |
| フリガナ | | | 2 当座 |
| 口座名義 | | | |